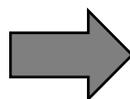


## 蔵王山の噴火警戒レベル判定基準の主な変更点

最新の知見に基づき火山性微動の分類を見直し、その結果を判定基準に反映しました。

## 現行

レベル	当該レベルへの引上げの基準
	<p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生する可能性】  <u>&lt;噴火前&gt;</u>  <u>地震活動の基準を満たし、かつ地殻変動の基準あるいは噴煙活動、火口付近の熱活動の基準を満たしている場合</u></p> <p>①地震活動の基準：            ・火山性地震の増加（地震回数が50回以上／24時間あるいは30回程度／24時間が数日連続）ただし、低周波地震を含む場合は基準未満でも検討            ・<u>火山性微動が多発あるいは連続的に発生</u></p> <p>②地殻変動の基準：            2 ・GNSS や傾斜計で山体の膨張を示すわずかな地殻変動が観測された場合</p> <p>③噴煙活動の基準：噴煙・火山ガスの増加</p> <p>④火口付近の熱活動の基準：熱活動の活発化、次の項目のいずれかを満たす場合            ・御釜の状態変化（変色、湯気、温度変化（温度上昇）、浮遊物等）            ・新たな地熱地帯の発生、地熱地帯の拡大、噴気温度あるいは地温の上昇、温泉湧出</p> <p><u>&lt;噴火後&gt;</u>            （略）</p>



## 改定後

レベル	当該レベルへの引上げの基準
	<p>【火口周辺（想定火口域から概ね1.2km以内）に影響を及ぼす噴火の可能性】  <u>火山性地震の基準（①）を満たし、かつ火山性微動の基準（②）、地殻変動の基準（③）、熱活動の基準（④）のいずれかを満たしている場合</u></p> <p>①火山性地震の基準：            ・火山性地震の増加（地震回数が50回以上／24時間あるいは30回程度／24時間が数日連続）ただし、低周波地震を含む場合は基準未満でも検討</p> <p>②火山性微動の基準：            ・<u>火山性微動の発生（微小なものを除く）</u></p> <p>③地殻変動の基準：            2 ・GNSS や傾斜計で山体の膨張を示すわずかな地殻変動が観測された場合</p> <p>④熱活動の基準：熱活動の活発化、次の項目のいずれかを満たす場合            ・噴気、火山ガスの増加            ・御釜の状態変化（湖水の変色、温度上昇、浮遊物等）            ・新たな地熱域の発生、地熱域の拡大、噴気温度あるいは地温の上昇、温泉湧出</p> <p>【火口周辺（想定火口域から概ね1.2km以内）に影響を及ぼす噴火が発生】            （略）</p>

この他、各基準の記載の体裁なども見直しました。